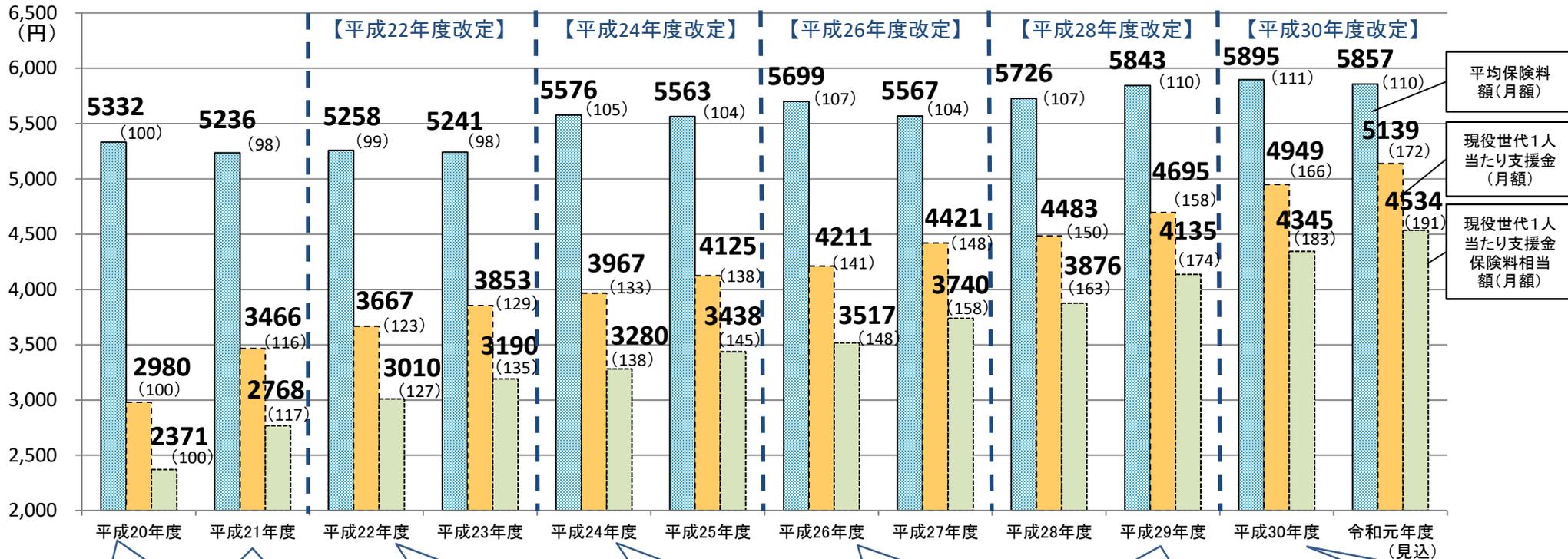


第119回医療保険部会で御依頼のあった資料

令和元年10月31日
厚生労働省保険局

後期高齢者医療制度の保険料の推移



- ・低所得者に対する均等割8.5割、所得割5割軽減
- ・元被扶養者に対する均等割9割軽減

- ・低所得者に対する均等割9割軽減

- ・財政安定化基金から保険料上昇抑制のための交付特例(法改正)

- ・賦課限度額 年50万円→55万円

- ・低所得者に対する均等割2割、5割対象拡大
- ・賦課限度額 年55万円→57万円

- ・所得割5割軽減→2割軽減
- ・元被扶養者に対する均等割9割軽減→7割軽減

- ・所得割2割軽減→軽減なし
- ・元被扶養者に対する均等割7割軽減→5割軽減
- ・賦課限度額 年57万円→62万円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度・令和元年度
1人当たり医療給付費	71.5万円 (100)	80.5万円 (113)	82.9万円 (116)	84.3万円 (118)	84.6万円 (118)	85.5万円 (120)	85.8万円 (120)	87.5万円 (122)	86.1万円 (120)	86.9万円 (122)	—
高齢者負担率	10.00%(100)		10.26%(103)		10.51%(105)		10.73%(107)		10.99%(110)		11.18%(112)

※ 平均保険料額は平成20～30年度は後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告に基づく実績額、令和元年度は保険料改定時見込み。
 ※ 支援金は、平成20～29年度は確定賦課、平成30年度及び令和元年度は概算賦課ベース。
 ※ 支援金保険料相当分は、支援金から国保及び協会けんぽへの定率の公費を控除したもの。平成20～29年度は確定賦課、平成30年度及び令和元年度は概算賦課ベース。(国保の低所得者に対する軽減分及び保険者支援制度分は考慮していない。)
 ※ 支援金、支援金保険料相当分の平成28年度については、平成28年10月以降の適用拡大を含めた金額。
 ※ 支援金、支援金保険料相当分及び1人当たり医療給付費の伸びについては、満年度化の影響排除のため、平成20年度の金額に12/11を乗じたものを基準に計算。
 ※ 1人当たり医療給付費は後期高齢者医療事業年報に基づく実績額。
 ※ ()内の数値は、平成20年度の数値を100とした場合の指数。

後期高齢者の保険料と現役世代の後期高齢者支援金の状況

令和元年度の後期高齢者平均保険料額は月5,857円（20年度比1.10倍）、現役世代一人当たり後期高齢者支援金保険料相当額は月4,534円（20年度比1.91倍）。

（月額・単位：円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
① 後期高齢者一人当たり平均保険料額	5,332 (100)	5,236 (98)	5,258 (99)	5,241 (98)	5,576 (105)	5,563 (104)	5,699 (107)	5,567 (104)	5,726 (107)	5,843 (110)	5,895 (111)	5,857 (110)
② 現役世代一人当たり支援金保険料相当額	2,371 (100)	2,768 (117)	3,010 (127)	3,190 (135)	3,280 (138)	3,438 (145)	3,517 (148)	3,740 (158)	3,876 (163)	4,135 (174)	4,345 (183)	4,534 (191)

平成20年度

【① 後期高齢者一人当たり平均保険料額】

0.8兆円を
高齢者 1,320万人で負担

=

後期高齢者一人当たり平均保険料額
: 5,332円

【② 現役世代一人当たり支援金保険料相当額】

3.3兆円を
現役世代 1億1,437万人で負担

=

現役世代一人当たり支援金保険料相当額
: 2,371円

令和元年度

【① 後期高齢者一人当たり平均保険料額】

1.2兆円を
高齢者 1,776万人で負担

=

後期高齢者一人当たり平均保険料額
: 5,857円 (1.10倍)

【② 現役世代一人当たり支援金保険料相当額】

6.0兆円を
現役世代 1億948万人で負担

=

現役世代一人当たり支援金保険料相当額
: 4,534円 (1.91倍)

（参考）公費による軽減（高齢者の保険料軽減や現役世代の国保・協会けんぽへの公費等）を行う前の金額

（月額・単位：円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
① 後期高齢者一人当たり平均保険料額(軽減前)	6,916 (100)	6,839 (99)	6,881 (100)	6,868 (99)	7,282 (105)	7,271 (105)	7,540 (109)	7,440 (108)	7,607 (110)	7,617 (110)	7,592 (110)	—
② 現役世代一人当たり支援金額	2,980 (100)	3,466 (116)	3,667 (123)	3,853 (129)	3,967 (133)	4,125 (138)	4,211 (141)	4,421 (148)	4,483 (150)	4,695 (158)	4,949 (166)	5,139 (172)

- 「現役世代人口の減少」による現役世代一人当たりの負担の増加については、高齢者と現役世代で折半して負担する仕組みとなっている（後期高齢者負担率による調整）。
- 一方、「後期高齢者一人当たり医療費の増加」による負担の増加は、高齢者と現役世代双方の一人当たりの負担に影響を与えるのに対して、「高齢者世代人口の増加」による負担の増加は、現役世代一人当たりの負担の増加要因となる。

※()内の数値は平成20年度の数値を100とした場合の数値。

※後期高齢者一人当たり平均保険料額及び後期高齢者一人当たり平均保険料額(軽減前)は平成20～30年度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」(保険局調査課)、令和元年度は保険料改定時見込みの数値。後期高齢者一人当たり平均保険料額(軽減前)は保険料算定額から賦課限度額を超える額を控除したもの。

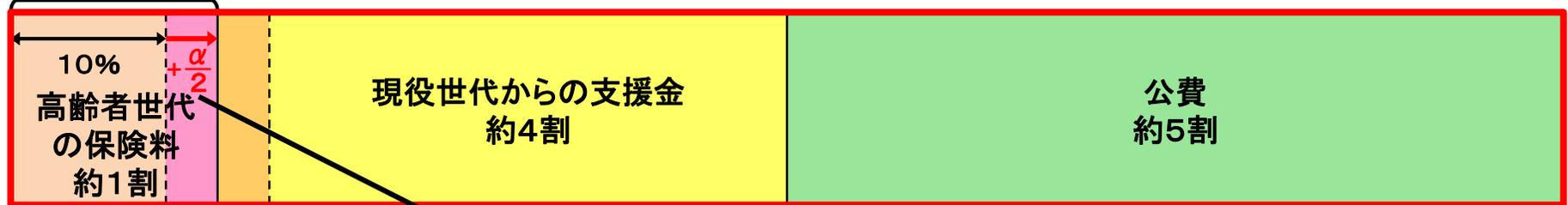
※現役世代一人当たり支援金保険料相当額及び現役世代一人当たり支援金額は平成20～29年度は確定賦課、平成30年度及び令和元年度は概算賦課ベース。

※現役世代一人当たり支援金額は、現役世代一人当たり支援金保険料相当額から国保及び協会けんぽへの定率の公費を控除する前のもの。(国保の低所得者に対する軽減分及び保険者支援制度分は考慮していない。)

後期高齢者負担率について

- 後期高齢者医療制度の医療給付費については、高齢者世代が約1割、現役世代が約4割、公費が約5割を負担することとされている。このうち、高齢者世代の負担割合については、後期高齢者負担率により定められている。
- 後期高齢者負担率については、平成20年度の10%を起点として、人口が減少する現役世代1人当たりの負担の増加に配慮し、2年ごとに「現役世代人口の減少」による現役世代1人当たりの負担の増加分を、高齢者と現役世代で折半し、設定する仕組みになっている。
- これに基づき、平成30年度・令和元年度の後期高齢者負担率を11.18%に定める。

後期高齢者負担率



現役世代人口の減少による現役世代1人当たりの負担の増加分(α)

＜後期高齢者負担率＞
 「現役世代人口の減少」による現役世代1人当たりの負担の増加分 α を、高齢者と現役世代で折半。折半した分 $\alpha/2$ について、高齢者の負担率が増加することとなる。

後期高齢者負担率の推移

	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度	平成30年度・令和元年度
後期高齢者負担率	10%	10.26%	10.51%	10.73%	10.99%	11.18%